

別表十七（三の七） 付表二の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第11項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第11項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「非関連者等収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未満であり、かつ、非関連者等支払再保険料合計額の関連者等収入保険料の合計額に対する割合が50%未満である外国関係会社であること9」は、内国法人が平成31年改正前の措置法第66条の6第11項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第11項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、記載を要しません。

3 「(24)のうち配当等の額30」は、次に掲げる外国関係会社（措置法第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社をいいます。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ次により記載します。

(1) 措置法令第39条の17の2第2項第1号イ《外国関係会社に係る租税負担割合の計算》に掲げる外国関係会社 同号イ(1)に掲げる所得の金額から除かれる同号イ(1)に規定する配当等の額を記載します。

(2) 措置法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 同号ロ(5)に規定する配当等の額を記載します。

4 「所得の金額³³」は、次に掲げる外国関係会社（(22)又は(23)）+ (29) - (32) は、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次により記載します。

(1) 措置法令第39条の17の2第2項第1号イに掲げる外国関係会社 「(22)又は」を消します。

(2) 措置法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 「又は(23)」を消します。

5 措置法令第39条の17の2第2項第4号又は第39条の117第2項第4号《外国関係会社に係る租税負担割合の計算》に規定する場合に該当するときは、「所

得の額」に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額35」は、所得の額に応じて高くなるその本店所在地国（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下同じ。）の外国法人税（法第69条第1項《外国税額の控除》に規定する外国法人税をいいます。以下同じ。）の税率のうち最高税率を用いて算定した税額から「本店所在地国において課される外国法人税の額34」の金額を控除した残額を記載するとともに、その用いた最高税率を同欄の括弧の中に記載します。

6 「本店所在地国外において課される外国法人税の額37」は、外国関係会社とその本店所在地国以外の国又は地域において課された外国法人税の額から「(24)のうち配当等の額30」の金額（当該国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に限りです。）に対して課された外国法人税の額を控除した残額を記載します。

7 措置法令第39条の17の2第2項第5号又は第39条の117第2項第5号に規定する場合に該当するときは、「(33)が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合40」は、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次により記載します。この場合には、「34」から「39」までの記載は要しません。

(1) 措置法令第39条の17の2第2項第1号イに掲げる外国関係会社 当該外国関係会社の主たる事業に係る収入金額（その収入金額が「(24)のうち配当等の額30」の金額である場合には、当該外国関係会社のその収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとしたときにその所得に対して適用される本店所在地国の外国法人税の税率を記載します。

(2) 措置法令第39条の17の2第2項第1号ロに掲げる外国関係会社 「0」と記載します。

8 内国法人が措置法第66条の9の2第11項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の2第11項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。